

労働契約法の改正を踏まえた

「契約社員・パート社員の雇い方」セミナー

〒950-2101 新潟市西区五十嵐1の町7229-2
小野本 社労士 事務所

やめてもらうときに面倒になりたくないの、契約社員？

長く雇えるかわからないので、とりあえず期間を定めた【契約社員】で雇用したが、実際は5年たったかな・・・そんな会社は少なくありませんし、今まで契約上の問題はありませんでした。ところが・・・

5年以上雇うと正社員にしなければならない？

労働契約法が改正となり、期間を定めて雇用していても「5年を超えて」反復更新されると、希望があれば無期雇用に転換しなければならないというルールができました。

有期契約の社員、パート社員がいる会社では、急ぎ対策が必要です。



講師より：
「給与や労働時間のことは総務に任せていたが、経営者が知らなければならぬことがいっぱいあることがわかった」
弊所セミナー受講後の社長さんの言葉です。

正社員・契約社員・パート社員という違いに応じ、雇用契約書をきちんと結んでおくことの重要性も、社長さんに是非理解しておいていただきたいとのひとつです。

期間の定めをするのか、社会保険はどうするのか、残業はあるかなどを確認し、入社に先立ち誤解のないようにしておくのです。

契約社員・パート社員を雇うときの正しい知識を身につけておくことは、厳しい雇用状況を乗り切るために欠かせません。

.....
小野本 事務所は、『ちょっと知識がなかったばかりにソンをしたり、トラブルを起こしたりしてほしくない・・・』と願い、各種セミナーを開催しています。

セミナープログラム

- 1 非正規社員の実情
- 2 労働契約法が企業に求めていること
- 3 おさえておきたい、無期転換ルール
- 4 今後予想されるトラブル
- 5 契約社員・パート社員の就業規則のポイント
- 6 トラブルを防ぐ【契約社員・パート社員の雇用契約書】の作り方

【セミナー 開催要項】

日時：平成25年3月8日(金) 13:30～16:30

会場：新潟ユニゾンプラザ4階 研修室2(新潟市中央区上所2-2-2)

定員：先着20名(定員となり次第 締め切らせていただきます。経営者、管理職2名様でのご参加をお勧めします)

受講料：1名 10,000円(消費税込み) 2人目半額5,000円

講師：小野本 社労士事務所 所長 小野本 美奈子

参加をご希望の方は、下記にご記入の上、今すぐ **fax 025-268-6130** してください。お問い合わせ **tel 025-268-6120**
お申込確認次第、受講票・会場案内図・お振込先案内をお送りいたします。

【参加申込書】(月 日申込)

御社名		
ご住所 〒		
電話番号	FAX番号	
参加者名	役職	E-mail
参加者名	役職	E-mail

ホームページ <http://www.sr-onomoto.jp/> でも随時受付!